

岡山市中小企業支援事業補助金

＜小規模企業者枠＞

市内小規模事業者が事業成長のために行う生産性向上・競争力強化を図る設備投資を支援するため、機械設備・システム等の購入等経費の一部を補助します。

補助対象者

補助対象者の主な要件は以下の（１）～（４）の全ての要件を備えている事業者

- （１）本店登記が岡山市内にある小規模企業者（個人にあっては本市内に住民登録を行っていること）であって、補助対象事業を本市内で行うこと。
- （２）令和7年1月末までに補助事業を完了、かつ支払いが完了すること。
- （３）許認可等が必要な業種の場合には、それらを取得していること。
- （４）確定申告を一期以上しており、市税を滞納していないこと。

募集期間・事業の選定

- ・ 募集期間：令和6年5月7日(火)～6月28日(金) 郵便必着
- ・ 応募書類を審査し、得点上位者から予算の範囲内で選定します。

補助対象経費	補助率	補助限度額
専ら補助事業のために使用される 機械設備・システムの購入等経費 ※設備の新設・更新いずれも対象	1 / 2	100万円

その他注意事項

- （１）交付決定前に契約、発注、購入等している場合は、補助金の交付が受けられません。
- （２）補助対象経費が国、県、市等の他の補助金と重複する申請はできません。
- （３）前年度、岡山市中小企業支援事業補助金を受けられた方は、本年度のお申し込みはできません。

応募書類の提出・お問い合わせ先

〒700-8544 岡山市北区大供1-1-1 岡山市産業振興課 経営支援係
☎086-803-1325 ☒keieishien@city.okayama.lg.jp
ホームページ：<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000048932.html>
※応募要件等、詳細はホームページの募集要項でご確認ください。

ホームページ
はこちら



対象外経費の例

- × 他の業務に使用できる汎用性の高い設備の導入経費
・ パソコン、プリンタ、エアコン、デジタル複合機、カメラ、表計算ソフトなど
- × 設備等のリース、レンタル料
- × 中古品の設備導入に要する経費
- × 自動車等車輛、重機
- × 農林漁業用機械設備・システム
- × 原材料費、消耗品類に要する経費
- × 建物・構築物等の改修に係る工事費
- × 一方的な情報発信のためのホームページ作成、改修経費

提出書類

- (1) チェックシート
 - (2) 岡山市中小企業支援事業補助金に係る申請書（様式A-2）
 - (3) 補助事業計画書（様式B-2）
 - (4) 見積書の写し
※総額100万円(税込)を超えるものについては2社以上・1社とする場合は理由書添付
※岡山市内業者に見積依頼ができない場合は理由書添付
 - (5) 直近の確定申告書（別表一（一）、法人事業概況説明書）
※個人事業主の場合は、直近の確定申告書（第一表、所得税青色申告決算書又は収支内訳書）
 - (6) 直近の決算書（表紙・貸借対照表・損益計算書）
 - (7) その他補足資料（製品カタログ等のコピーを添付すること。最大5枚まで。）
- 【提出部数】 4部（正本1部、副本3部）
- ※副本は審査に使用します。申請者が判別できないように社名等は黒塗り等してください。

補助金交付までの流れ（予定）

